

母子家庭常用雇用転換奨励金……	1面
障害者総合相談・就労支援センター開設……	2面
総合計画見直し……	3面
15万人の広場……	8～9面
おしらせ・5月の相談日……	12～13面
5月の休日当番医……	16面

母子家庭の母の就労に新たな支援策

母子家庭の母を常勤に

転換した事業主に奨励金

市では、ひとり親家庭を支援しようと「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定し、市独自の父子家庭等支援手当や、母子自立支援員による就業相談などを実施してきました。さらに4月からは、パートタイム雇用だった母子家庭の母を、常用雇用に転換した事業主に、奨励金を支給する「野田市母子家庭常用雇用転換奨励金事業」を開始しました。

市では、厳しい生活環境に置かれている母子家庭や、父子家庭などを支援しようと、平成14年11月に「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定し、市独自の「父子家庭等支援手当」の支給や民間賃貸住宅への入居を支援する「ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業」、「母子自立支援員による就業相談」などさまざまな事業に取り組んできました。

さらに、同プランに基づき、資格や技能を身に付けるための講座の受講料を補助する「母子家庭自立支援教育訓練給付金事業」や、資格取得のための養成機関での修学

を支援する「母子家庭高等技能訓練促進費事業」など、母子家庭の母の就労を積極的に支援しています。

1人につき30万円を事業主に支給

一方、多くの母子家庭の母は、生計の担い手として安定した雇用形態で仕事をすることを希望しているにもかかわらず、子どもの養育で就労条件が制限されることから、よりよい仕事に就くことが難しい状況です。

そこで市では、パートタイム雇用の母子家庭の母を、常勤に転換した事業主に対し、対象となる労働者一人につき30万円の奨励金を

支給する「母子家庭常用雇用転換奨励金事業」を開始しました。

■奨励金支給対象事業主

パートタイムなどで雇用している母子家庭の母を、本人の承諾を得て職業訓練計画書を市に提出し、訓練開始後6か月以内に常用雇用に転換した、次の要件すべてを満たす事業主

- ①雇用保険の適用事業主
- ②公共職業安定所、厚生労働大臣の許可を受けた無料、有料職業紹介事業者か、届出を行った無料職業紹介所のいずれかの紹介を受けて母子家庭の母を雇い入れた事業主
- ③常用雇用転換後、引き続き6か月間雇用を継続した事業主
- ④過去6か月間に事業主の都合で常用雇用労働者を解雇したことがない事業主
- ⑤母子家庭の母を、新たに雇用するか、初めて雇用してから雇用を継続しているか、3年以上前に雇用したことのある方を再雇用する事業主



就職に有利なパソコン技能習得の支援も

■転換対象となる母子家庭の母

母子家庭の母で、次の要件すべてを満たす方

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方
- ②職業紹介機関に求職申込みをして雇用されている方
- ③短期雇用のあと、常用雇用に転換し、就業することに異議がない方
- ④職業訓練計画書の内容を理解し了承している方

相談や講座などの就労支援も

別途、市が実施している、母子家庭の母親への就労支援は、次のとおりです。

◎母子自立支援員による就業相談

母子自立支援員が児童家庭課内で、野田市無料職業紹介所や公共職業安定所（ハローワーク）の求人情報の提供や「求職票」記入の